

銚子労基署たより

令和6年8月1日発行
銚子労働基準監督署

まだまだ猛暑が続きます ～ その行動、その習慣が、いのちを守ります ～

(1) 銚子監督署管内における労働災害発生状況

令和6年（6月末日現在）における銚子監督署管内（銚子市・旭市・匝瑳市・東庄町）の休業4日以上労働災害の発生状況（新型コロナウイルス感染を除く。）は、76件と前年同期比-1件（-1.3%）の状況となっております。中でも、高年齢労働者の転倒災害が多発しています。

第14次労働災害防止計画では、「死傷災害について、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年（※銚子署管内172件発生）と比較して2027年までに減少に転じさせること」を目標としております。なお、計画初年度であった昨年は、残念ながら、2022年と比較して死傷災害が増加（+10件）しております。

事業場の皆様におかれましては、引き続き、「エイジフレンドリーガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」をご活用いただき、高年齢労働者の労働災害防止対策をはじめ、労働災害の防止に向けた取組を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

エイジフレンドリーガイドライン ⇒ 

エイジフレンドリー補助金 ⇒ 

(2) まだまだ猛暑が続きます

～その行動、その習慣が、いのちを守ります～

熱中症はちょっとした行動、習慣で予防することができます。

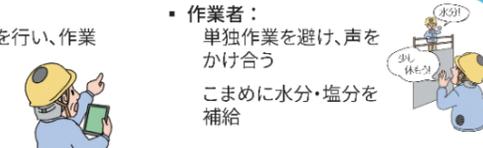
厚生労働省では、自分でできる7つの熱中症予防対策（概要は次ページ）を動画で紹介しておりますので、是非ご活用ください。



1 熱中症を正しく知ろう
1-1 (管理者編) 1-2 (作業員編)
2 応急手当と水道水散布法
3 暑さ指数の活用
3-1 測定 (管理者編) 3-2 確認 (作業員編)
4 暑熱順化
5 水分塩分同時補給
6 プレクーリング
7 健康管理

動画はQRから

(熱中症予防 自分でできる7つのこと (概要))

<p>1 熱中症を正しく知ろう</p>	<p>体内に身体に熱がこもって、体温が上がって、熱中症になる 熱中症になる要因は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「蒸し暑さ」 「暑さに慣れていない」 「水分・塩分の不足」 「長時間連続作業」 <p>対策として、以下の②～⑦を適切に講じてください</p> 	<p>4 暑熱順化</p> <p>暑熱順化：夏の暑さに身体を慣らすこと 入職したての人、長期休暇あけの人は、要注意 暑さに体が慣れても数日間職場を離れると効果は消滅 運動や入浴などで汗をかいて暑熱順化することもできる</p> 								
<p>2 応急手当と水道水散布法</p>	<p>Ⅰ度(軽度) 意識ははっきりしているが、めまい・立ちくらみ等の症状 →冷所に移動して安静にし、身体を冷やし、水分と塩分を補給(1人にしない)</p> <p>Ⅱ度(中等度) 頭痛や吐き気、だるい等の症状 →医療機関を受診(状況のよくなる人が医療機関に同行)</p> <p>Ⅲ度(重症) 意識障害、けいれん発作、高体温等の症状 →救急車を要請 救急車が到着するまで、作業着を脱がせ、水をかけて身体を冷却</p> 	<p>5 水分塩分同時補給</p> <p>水分と塩分は同時に補給のどが渴いたと思ったら、すでに脱水状態が始まっていることがある</p> <p>のどが渴く前に、仕事の合間に、こまめに水分を補給することが大切</p> 								
<p>3 暑さ指数の活用</p>	<p>暑さ指数:総合的に蒸し暑さを表すもの 暑さ指数を活用するための4つのステップ</p> <ol style="list-style-type: none"> 暑さ指数の測定 着用している作業着などを考慮して測定値を補正 危険度を確認して対策 作業着への周知 <table border="1" data-bbox="840 727 1039 875"> <tr> <td>30~33</td> <td>危険</td> </tr> <tr> <td>28~31</td> <td>嚴重警戒</td> </tr> <tr> <td>25~28</td> <td>警戒</td> </tr> <tr> <td>21~25</td> <td>注意</td> </tr> </table>	30~33	危険	28~31	嚴重警戒	25~28	警戒	21~25	注意	<p>6 プレクーリング</p> <p>あらかじめ体温を下げておき、作業中に体温が上がるのを緩やかにする プレクーリングの方法は以下の2つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体の外側から冷やす方法 内部から冷やす方法 
30~33	危険									
28~31	嚴重警戒									
25~28	警戒									
21~25	注意									
<p>4 暑熱順化</p>	<p>暑熱順化：夏の暑さに身体を慣らすこと 入職したての人、長期休暇あけの人は、要注意 暑さに体が慣れても数日間職場を離れると効果は消滅 運動や入浴などで汗をかいて暑熱順化することもできる</p> 	<p>7 健康管理</p> <p>管理者： 現場パトロールを行い、作業員に声をかけ、健康状態を確認</p> <p>作業者： 単独作業を避け、声をかけ合う こまめに水分・塩分を補給</p> 								

参考リンク先

学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



(3) 令和7年1月より労働安全衛生関係の一部の手続 (※以下の手続) の電子申請が義務化されます

(電子申請が義務化される手続)

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

現時点でも上記手続を含め労働安全衛生関係の届出等の多くは電子申請にて行うことができます。
早め早めのご対応につきましてよろしく申し上げます。

(電子申請の詳細につきましては、以下の厚生労働省HPをご確認ください。)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)

- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です

電子申請の詳細はこちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上で手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください!



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署